

資料3-2 重点的フォローアップ事項の進捗状況について(再生可能エネルギーに係る規制)

・風力発電

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
3	風力発電の電気主任技術者選任における統括事業場の設置	電気事業法第52条第1項の「直接統括する事業場」に関して、どのような場合に複数の風力発電所・変電所を統括する事業場と認め得るかの基準を明確化し、その認定を容易とすることについて検討し、結論を得る。 基準の明確化に当たっては、設備規模や運用箇所数、距離、技術員の配置状況、遠隔監視機能、点検及び事故時の対応などの実態に基づき、具体的な基準となるように検討する。	平成25年度上期目途で検討・結論・措置	経済産業省				○	審議会(産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会)での審議及びパブリックコメントを経て、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成25年9月27日付け20130920商局第1号)」の改正を行い、「直接統括する事業場」と認め得る基準を明確化した。(平成25年9月27日施行・公表)	—
4	風力発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いの検討	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、地域の農業振興に資する場合における風力発電設備の設置に関し、農地転用制度上の取扱いを検討し、結論を得る。	平成25年度検討・結論	農林水産省				○	風力発電設備など再生可能エネルギー発電設備の設置に関する農地制度上の取扱いについて、農村地域における再生可能エネルギーの導入の促進及び優良農地の確保という双方の観点を検討しているところ。 風力発電設備については、同法に基づき市町村が「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域」に次の要件を満たす第1種農地等を設定した場合、事業者が認定を受けた「設備整備計画」に従って、当該区域に設置することを可能とする考え。 ① 年間を通じて安定的に風が観測される場所であること ② 沿道など農地の集団化等農作業上の利用に支障がない位置にあり、必要最小限の農地を設定するものであること	「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が11月15日に成立し、11月22日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲で施行されることとなっているところ。

・太陽光発電

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
5	電気主任技術者による太陽光発電設備の定期点検の在り方に関する柔軟な検討	①パネルとパワーコンディショナーの点検頻度については現状(2回以上/年)のままとする。 ②全量買取制度での設備形態において新たに点検頻度を設定する必要がある太陽電池発電用の受変電設備については、他の受変電設備と同様の点検頻度(1回以上/1~3か月)の適用を平成26年3月末まで猶予する。 ③太陽電池発電所における受変電設備と相当規模の受変電設備の調査から、太陽電池発電所の受変電設備について、適切な点検頻度の在り方を検討し、結論を得る。検討に際しては、他の受変電設備との差異の有無、経年劣化による故障率、遠隔監視技術等による保守点検の可能性、事業者の負担などを考慮し、必要な保安水準を確保する最小限の点検頻度となるよう配慮する。	①平成25年度措置 ②平成25年度措置 ③平成25年検討・結論、結論を得次第措置	経済産業省				③	①経済産業省告示第249号の改正(平成25年6月28日施行・公表)において明示した。 ②経済産業省告示第249号の改正(平成25年6月28日施行・公表)において適用を平成26年3月末まで猶予した。 ③保安水準を確保する最小限の点検頻度について、現在技術的な検討を行っている。	①②措置済み(平成25年6月28日) ③今後、審議会(産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会)での審議を経て、平成25年中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに告示改正等の所要の手続きを行う。

・地熱発電

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
6	バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不要化範囲の見直し	出力が300kW未満等のバイナリー発電設備であり、媒体が炭酸水素ガス又はアンモニア水であり、輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気を利用するものについて、または、媒体が不活性ガス、炭酸水素ガス又はアンモニア水であり、大気圧以上、100℃以上の熱水・蒸気を使用するものについて、既存の該当事例(例えば、九州における小型蒸気発電や類似の機械である吸収式冷凍機等)における実績等、今後、事業者等が保有するデータなど必要なデータ等を収集し、安全性に関する技術的検証を踏まえ、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査の不要化につき検討する。 また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、今後、必要なデータ等が得られれば規制の見直しを検討する。	バイナリー発電設備については平成25年度検討・結論を得次第措置。小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、必要なデータ等が得られ次第検討開始	経済産業省		○			フラッシュタイプ等の発電設備については、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規の一部改正)(2013年9月27日)により、小出力(100kW以下)の温泉による発電設備のボイラー・タービン主任技術者選任要件を新設し、ボイラー・タービン主任技術者の選任を容易にした。 さらに、現在、バイナリー発電設備、フラッシュタイプ等の発電設備とともに、主任技術者の選任及び工事計画届出の不要化について検討するにあたり必要なデータ等の調査を実施中。	バイナリー発電設備については、今後、電力安全小委員会での審議を経て、平成25年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに告示改正等の必要の手続を行う。 また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、調査の結果、必要なデータ等が得られれば規制の見直しに向けた検討を行う。
7	「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」の適用範囲の明確化	温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	環境省		○			有識者による検討会を設置し、検討中。	平成25年度 有識者による検討会を開催 平成26年度 結論予定

・小水力発電(1/2)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
8	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理①(短期間での水利使用)	慣行水利権が明確化されるまでの措置として行われる短期間の小水力発電の水利使用の許可について、許可を行う場合の要件を明確化する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省		○			慣行水利権を利用した従属発電の短期間の水利使用許可を行う場合に、慣行水利権に基づく取水量を明らかにするために発電事業者が行う流量計測について、その期間・頻度等を整理し、検討を進めているところ。	慣行水利権に基づく取水量の流量計測期間・頻度等について整理、検討を進め、河川法改正による登録制の施行予定日である平成25年12月11日までに周知する。
9	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の整理②(新規の発電水利取得)	①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとすよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	平成25年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省		○			①②③については、慣行水利権を利用した従属発電を登録制の対象とする場合に、慣行水利権に基づく取水量を明らかにするために発電事業者が行う流量計測について、その期間・頻度等を整理し、検討を進めるとともに、慣行水利権を利用した新規の発電許可における河川管理者が調査した河川流量等のデータの活用などの簡素化措置について検討を進めているところ。	慣行水利権に基づく取水量の流量計測期間・頻度等及び河川流量等のデータの活用などの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、検討を進め、河川法改正による登録制の施行予定日である平成25年12月11日までに周知する。
10	豊水時における小水力発電施設の最大取水量の増量	設備容量に余裕のある水力発電所において、最大取水量を変更するための水利使用許可の申請にあたっては、個別に判断する必要はあるが、河川環境や河川使用者への影響に変更がない取水環境の場合、変更に関する事項を記載した図書を添付すれば足りることを周知徹底する。	平成25年度早期措置	国土交通省			○		設備容量に余裕のある水力発電における水利使用変更許可手続については、「水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化について」(平成25年7月1日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課水管理室長通知)を发出し、周知済み。	-

・小水力発電(2/2)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
11	山間部の小規模な取水施設に係る取水量管理の簡素化	取水量のきめ細かい管理が困難な山間部の小規模取水施設等について、ワーキンググループにて取水を再開できるとされた施設以外の取水施設に関して、再開を可能とする要件を整理し、検討結果を周知する。	平成25年度 検討・結論・ 結論を得次第 措置	国土交通省		○			取水を再開できるとされた施設以外の取水施設について、8月に電気事業者とのワーキングを開催し、再開を可能とする要件について検討を進めているところ。	モデルとなる現地の状況を確認し、取水の再開を可能とする要件の整理、検討を進め、平成25年度内に検討結果を周知する予定。
12	非かんがい期等における発電水利権の取得の簡素化について	①小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合について ・地域の実情に応じて、生態系や景観への影響調査を省略することができること ・地域の実情に応じて、取水施設等の構造図等を省略することができること ・地域の実情に応じて、河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できること などの簡素化措置を講じる。 ②地方整備局等において、小水力発電を促進するため、非かんがい期などに新たに発電目的のために取水する場合の簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。	①平成25年度 早期検討・ 結論・措置 ②平成25年度 措置	国土交通省				○	①②については、「水力発電に係る水利使用許可手続の簡素化について」(平成25年7月1日国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長及び河川環境課流水管理室長通知)を发出し、周知済み。	-
13	小規模ダム水路主任技術者選任の柔軟な検討	①土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合には、出力や最大流量にかかわらず、ダム水路主任技術者の選任を不要とするべく検討し、結論を得る。 ②500kW未満の水力発電所については、大臣の許可を受けることにより、免状交付を受けていない者からダム水路主任技術者を選任できる。今後は、農業土木学の履修者を含め、土木に関する一定の学科を修めた者については許可を行うよう検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論・ 措置	経済産業省				①②	①②関係省庁等からヒアリング、データ収集等を行い、現在検討中。	今後、電力安全小委員会での審議を経て、平成25年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに告示改正等の所要の手続を行う。
14	小水力発電を運営する組織が親会社・子会社の関係かの明確化	都道府県土地改良事業団体連合会が「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」に規定する「みなし設置者」となることにより、選任した主任技術者が近傍にある土地改良区の水力発電所を兼任できることを周知する。	平成25年度 早期措置	経済産業省				○	平成25年6月24日に都道府県土地改良事業団体連合会の上部組織である全国土地改良事業団体連合会に通知した。	-

・バイオマス発電(1/2)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
15	バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断	①バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断方法について、一定の基準を通知する。具体的には、 ・発電施設が求める品質を有すること ・需要に沿って計画的に生産・出荷されること ・適切な保管や品質管理がなされていること 等を明示する。 ②平成25年3月に、各自治体の判断に当たっての参考材料となることを目的として、「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を作成し、自治体に送付するとともに、環境省ホームページでも公表した。この判断事例集について、ア)自治体に周知徹底するとともに、イ)判断事例集をより充実した内容にすべく、今後とも継続的な見直しを行い、都度周知する。 ③各自治体において判断が大きく異なることのないように通知するとともに、事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。	①平成25年6 月中に措置 ②ア)平成25 年6月中に措 置 イ)継続的に 実施 ③平成25年6 月中に措置	環境省				○	自治体等に対し、『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス発電の燃料関係)について(平成25年6月28日付け環廃対発第1306281号、環廃産発第1306281号)により、①及び②ア)について、バイオマス発電燃料に係る廃棄物該当性の判断方法及び判断基準等を示すとともに、改めて判断事例集の周知を行い、また③について、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性に関する事業者等の全国相談窓口を環境省に設置した。 ※「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」(平成25年3月27日)	-

・バイオマス発電(2/2)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
16	バイオマス資源の焼却灰の有効活用	専焼ボイラーの燃料として活用されている間伐材などを有効利用して製造された木質ペレットについては、それを燃焼した後の灰は、畑の融雪剤や土地改良材等として有効活用されているものもある。このように、有効活用が確実で、かつ不要物とは判断されない灰は、産業廃棄物とはならない旨各自自治体に通知する。 また、自治体間において判断が異なるような場合に事業者が相談できるよう、環境省に全国統一相談窓口を設置し、対応する。	平成25年6月中に措置	環境省				○	「『規制改革実施計画』(平成25年6月14日閣議決定)において平成25年6月中に講ずることとされた措置(バイオマス資源の焼却灰関係)について(平成25年6月28日付け、環産発第1306282号)」により、木質ペレット又は木質チップを燃焼ボイラーで専焼させて生じた焼却灰の廃棄物該当性の考え方を自治体等に対し示すとともに当該焼却灰の廃棄物該当性に関する事業者等の全国相談窓口を環境省に設置した。	-

・再生可能エネルギー共通(1/2)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
17	再生可能エネルギー発電設備における第二種電気主任技術者の確保の円滑化	再生可能エネルギー発電設備について、第二種電気主任技術者の確保が困難であるとの意見を踏まえ、第二種電気主任技術者の確保を容易とするべく検討し、結論を得る。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省				○	関係団体からヒアリング、データ収集等を行い、現在検討中。	再生可能エネルギー関係事業者団体、電気保安関係団体等の関係団体から広く意見を聴取し、電力安全小委員会での審議を経て、平成25年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに省令改正等の所要の手続を行う。
18	変電所のバンク逆潮流制限の緩和措置	バンク逆潮流を可能にするための設備投資に要する費用負担について、合理的な在り方を整理する。	平成25年度 早期措置	経済産業省				○	配電用変電所のバンク逆潮流を可能とするため、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」及び「電気設備の技術基準の解釈」の改正を平成25年5月31日に実施した。 当該改正を受け、配電用変電所においてバンク逆潮流が発生する場合に必要な供給設備の工事費の費用負担については、接続する再生可能エネルギー発電設備からの出力に比例した負担を設置者が行うという整理を行った。 具体的には、電気事業法第24条の3第2項ただし書の規定に基づき、「託送供給約款以外の供給条件」として平成25年7月22日付けで特例承認を一般電気事業者に対して行い、再生可能エネルギー発電設備の受電電力1キロワットあたりの工事費負担額等を定めた。なお、当該供給条件は一般電気事業者において同月23日より適用されている。	-

・再生可能エネルギー共通(2/2)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		これまでの実施内容
19	補助事業で取得した財産の太陽光発電等への活用	太陽光発電その他の再生可能エネルギーの普及促進を図るため、補助事業者が補助事業等により取得した施設について、補助事業者自ら再生可能エネルギーの発電施設を設置し、又は再生可能エネルギーの発電施設を設置のため第三者に有償で設備の貸付(屋根貸し等)を行うに当たり、当該財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合を、各省のホームページ等を通じて明らかにし、広く周知徹底する。	平成25年度措置	総務省		○			補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電施設の設置等の財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、個別事案の具体的状況を踏まえながら、ホームページ等を通じた周知内容等の検討をしているところ。	平成25年12月末までに周知内容等について省内調整し、平成25年度内にホームページ等を通じて周知徹底する。
				文部科学省		○			補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電施設の設置等の財産処分が補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、個別事案の具体的状況を踏まえながら、ホームページ等を通じた周知内容等の検討をしているところ。	平成25年12月末までに周知内容等について省内調整し、平成25年度内にホームページ等を通じて周知徹底する。
				厚生労働省		○			補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、当省の補助事業等の具体的状況を踏まえながら、ホームページ等を通じた周知内容の検討をしているところ。	平成25年度内にホームページに掲載するなどして、広く周知徹底する。
				農林水産省		○			補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、当省の補助事業等の具体的状況を踏まえながら、ホームページ等を通じた周知内容の検討をしているところ。	平成25年度内にホームページに掲載するなどして、広く周知徹底する。
				経済産業省		○			補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、当省の補助事業等の具体的状況を踏まえながら、ホームページ等を通じた周知内容の検討をしているところ。	平成25年度内にホームページに掲載するなどして、広く周知徹底する。
				国土交通省		○			補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、当省の補助事業等の具体的状況を踏まえながら、ホームページ等を通じた周知の検討をしているところ。	平成25年度内にホームページ等を通じて広く周知徹底する。
				環境省		○			補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等の財産処分が、補助金等の交付の目的に反しないこととなる場合について、当省の補助金等の具体的状況を踏まえながら、周知内容等の検討をしているところ。	平成25年12月末までに周知内容等について省内調整し、平成25年度内にホームページ等を通じて広く周知徹底する。

・環境アセスメント(1/2)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
20	風力・地熱発電に係る環境影響評価の国による審査期間の短縮目標の設定	風力・地熱発電に係る環境影響評価における国の審査期間について、火力発電所リブレースと同様に、短縮目標(全体で45日程度に短縮)を明示した上で、実効的な審査短縮策を講じる。	平成25年度 早期措置	経済産業省				○ (一部措置済)	火力リブレースに係る国の審査期間の短縮目標を公表した「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(環境省・経済産業省、平成24年11月27日)に記載の火力リブレースに係る国の審査の具体的方策を、規制改革実施計画閣議決定後、風力・地熱発電所の審査にも適用。現時点では環境影響評価図書の一部である方法書の審査実績しかないが、従来30日程度確保されている経済産業大臣の方法書の審査について、17件の平均で14.4日での審査となっており、火力リブレースと同等の審査期間の短縮が実現できている。	引き続き、「国の審査期間を45日程度に短縮すること」を目指し、今後提出される風力・地熱発電の環境影響評価図書の審査についても、左記の中間報告に記載の火力リブレースに係る国の審査の具体的方策を適用し、審査期間の短縮を図る(現時点で審査実績がない準備書、評価書についても、今後審査を行う際に順次措置する)。
				環境省				○ (一部措置済)	火力リブレースに係る国の審査期間の短縮目標を公表した「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告」(環境省・経済産業省、平成24年11月27日)に記載の火力リブレースに係る国の審査の具体的方策を、規制改革実施計画閣議決定後、風力・地熱発電所の審査にも適用。現時点では環境影響評価図書の一部である方法書の審査実績しかないが、従来30日程度確保されている経済産業大臣の方法書の審査について、17件の平均で14.4日での審査となっており、火力リブレースと同等の審査期間の短縮が実現できている。	引き続き、「国の審査期間を45日程度に短縮すること」を目指し、今後提出される風力・地熱発電の環境影響評価図書の審査についても、左記の中間報告に記載の火力リブレースに係る国の審査の具体的方策を適用し、審査期間の短縮を図る(現時点で審査実績がない準備書、評価書についても、今後審査を行う際に順次措置する)。
21	風力発電に対する自治体による環境影響評価の審査期間短縮に係る取組の促進	①環境影響評価法対象事業に係る個別案件の都道府県による審査期間及び短縮化できている事例の調査を実施し公表するとともに、最も短縮化できている事例を目安として各都道府県が目標を設定して審査期間の短縮に努めるよう促すための技術的な助言(通知)を行う。 ②国におけるこれまでの審査状況(審査のポイントや環境大臣意見の内容など)の紹介や「風力発電施設の環境影響評価に関する参考事例集」の作成・配布等により、様々な機会を通じて自治体の審査期間短縮に係る取組を促す。	①平成25年6月中に措置 ②逐次実施	経済産業省				○	①都道府県の環境影響評価担当部局に対し、「風力発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)」(平成25年6月20日)を发出。 ②風力発電に関する環境省の審査のポイント等を整理した「風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて」(平成25年7月5日)を公表。また、風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例(平成25年6月)を公表。 これらについて、平成25年6月下旬に環境省と都道府県・政令市が定期的に行っている会議において各自治体に説明を行った。	各自治体と、それぞれ取組状況の共有や課題の整理・解決等の取組を引き続き実施する。
				環境省				○	①都道府県の環境影響評価担当部局に対し、「風力発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)」(平成25年6月20日)を发出。 ②風力発電に関する環境省の審査のポイント等を整理した「風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて」(平成25年7月5日)を公表。また、風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例(平成25年6月)を公表。 これらについて、平成25年6月下旬に環境省と都道府県・政令市が定期的に行っている会議において各自治体に説明を行った。	各自治体とそれぞれの取組状況の共有や課題の整理・解決等の取組を引き続き実施する。

・環境アセスメント(2/2)

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)における決定内容					所管省庁回答					
番号	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況(平成25年9月30日時点)				今後のスケジュール (結論・措置までの予定)	
					① 未 検 討	② 検 討 中	③ 未 措 置	④ 措 置 済		
22	配慮書手続に先行する環境影響調査の実施による環境アセスメント期間の大幅な短縮の促進	環境アセスメント期間を大幅に短縮させるため、事業者による環境影響調査の前倒し・並行実施を促進するための方策を検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省			○		環境アセスメントの手続における環境影響調査を前倒し、他のプロセスと同時並行で進める実証事業を実施することとし、そのための予算を経済産業省から概算要求中(平成26年度概算要求33.7億円)。	予算が成立し次第、措置を行う。
				環境省			○		環境アセスメントの手続における環境影響調査を前倒し、他のプロセスと同時並行で進める実証事業を実施することとし、そのための予算を経済産業省から概算要求中(平成26年度概算要求33.7億円)。	予算が成立し次第、措置を行う。
23	風力発電事業における環境調査が省略可能となるモデル地区の拡充	風力発電事業を行う場合、少なくとも1年以上を要する環境調査が省略可能になる「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」により、事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報の収集整備を引き続き行う。また、モデル地区の拡大、自治体からの公募等、事業の拡充を検討する。	平成24年度 検討開始、結 論を得次第 措置	環境省			○	平成25年度「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」において、事業者が環境アセスメントにおいて活用できる環境基礎情報を収集整備するモデル地区を拡大し、自治体からの公募を行いながら実施している。	平成26年度も引き続きモデル事業を実施し、更なる環境基礎情報の収集を行う。	
24	風力・地熱発電の環境アセスメントに係る情報の利活用のための環境整備	風力発電所及び地熱発電所の設置に係る環境影響調査をさらに簡素化・迅速化すべく、環境基礎情報や環境アセスメントに関する知見等について統合的に利用できる具体的方策について検討し、必要な措置を講じる。	平成25年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省			○	環境省の「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」で収集した環境基礎情報等を事業者が利用しやすいようにデータベース化の作業をしているところ。 また、経済産業省において、前倒し調査に関する情報収集、データベース化のための予算を概算要求中(No22参照)。	環境省において、平成25年度中にデータベースを構築し、左記のモデル事業で収集するデータを随時蓄積・公表する他、経済産業省が概算要求中の予算については、予算が成立し次第、措置を行う。	
				環境省			○	環境省の「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」で収集した環境基礎情報等を事業者が利用しやすいようにデータベース化の作業をしているところ。 また、経済産業省において、前倒し調査に関する情報収集、データベース化のための予算を概算要求中(No22参照)。	環境省において、平成25年度中にデータベースを構築し、左記のモデル事業で収集するデータを随時蓄積・公表するほか、経済産業省が概算要求中の予算において措置するものについては、予算が成立し次第、措置を行う。	
25	風力・地熱発電の特性を踏まえた配慮書手続	「発電所に係る環境影響評価の手引き」等において、地元調整と並行的に事業計画が立案され、立地地点も制約されるなどの発電事業の事業特性を踏まえつつ、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を明確化する。	平成25年度 上期措置	経済産業省			○	平成25年9月30日に、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を記載した「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」を公表。 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/fukusuuan.pdf	-	
				環境省			○	平成25年9月30日に、配慮書手続における複数案・単一案の考え方を記載した「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」を公表。 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/fukusuuan.pdf	-	
26	地熱発電に係る数値シミュレーションによる風洞実験の省略	地熱発電所設置に係る硫化水素の環境影響評価の簡素化・迅速化のため、拡散予測評価に使用可能な数値シミュレーション技術の確立に向けた検討を開始する。	平成25年度 検討開始、結 論を得次第 措置	経済産業省			○	「平成25年度地熱発電技術研究開発事業」において、硫化水素拡散予測シミュレーション技術の開発に関する事業を2事業採択し、7月より研究開発を実施中。	平成27年度末までに研究開発を終了し、措置する。	